

## 2. 区画整理と墓地の移転

墓地の移転には手続きが必要

今回の区画整理では、地区内の東西2ヶ所に新しく集合墓地を造成し、権利者の方々のお墓をこれらの集合墓地に移していただくことを計画しています。

しかし、新しい墓地を造成するだけではお墓の移転はできません。実際にお墓を移転するときには、「墓埋法」の規制にしたがって次のような所定の手続きが必要となります。

新墓地の開設の手続き（個人墓地の場合）

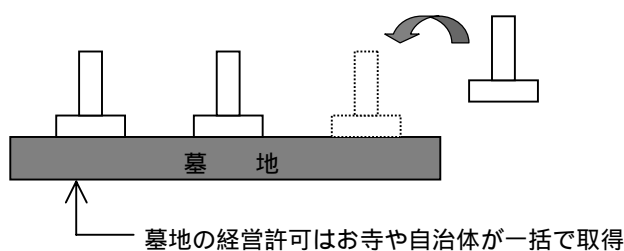
まず、移転先の墓地を開設する（法律では「墓地を経営する」といいます）手続きをとります。それには、都道府県知事（実務上は所轄保健所長）に墓地の経営許可申請書を提出し許可書の発行を受けます。

新墓地の造成工事の完了後、工事完了届を所轄保健所長に提出します。

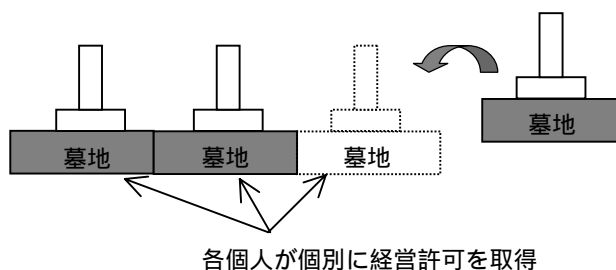
☺ 参考 ☺

今回の区画整理では、皆さんが現在所有している個人墓地を、個人墓地の権利状態のまま新しい集合墓地に移転します。そのため「個人が移転先に新たに墓地を開設する（経営する）」という扱いになり、個人墓地の一つ一つに対して経営許可を受けなければなりません。これは、お寺や自治体が運営する霊園にお墓を移す場合とは違ってきます。

[お寺や霊園にお墓  
だけに移す場合]



[個人墓地を移す場合]



### 改葬の準備の手続き

次に改葬の準備に入ります。墓埋法にいう改葬とは、土葬した遺体を他の墓にそのまま移す、いったん土葬した遺体を火葬したうえで遺骨を他のお墓に入れる、遺骨をお墓から取り出し他のお墓に入れる、のいずれかの行為をさしますが、今回の墓地移転では、**か**のどちらかとなります。

改葬を行なうためには、市町村長に対して改葬の許可申請を行ない、改葬許可証を受けます。

### 旧墓地の廃止の手続き（個人墓地の場合）

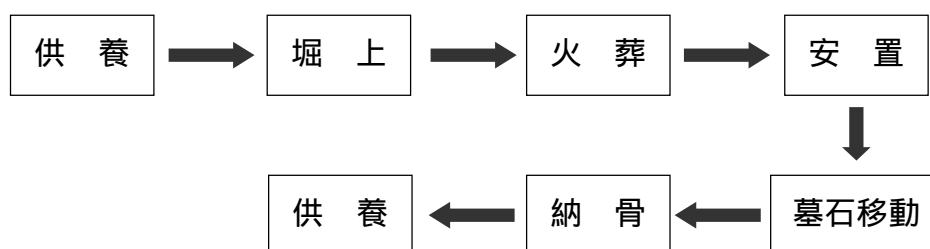
現在の墓地に墓埋法の経営許可を受けている方は、その墓地の経営を廃止する手続きが必要です。経営許可のときと同じように、廃止許可の申請を都道府県知事（実務上は所轄保健所長）に行ないます。

現在の墓地の経営許可を受けていない方は、この手続きは不要です。

### 改葬の工事

改葬許可証の取得後、改葬の工事を行ないます。改葬工事は権利者の方々に行っていただきます。改葬工事の費用には、お支払いする補償金を使っていただきます。

改葬工事のおおまかな流れは、次のようになっています。



### ポイント

墓地を移転するには次の手続きが必要です。

新墓地の経営許可の取得 → 所轄保健所長へ

改葬許可の取得 → 市町村長へ

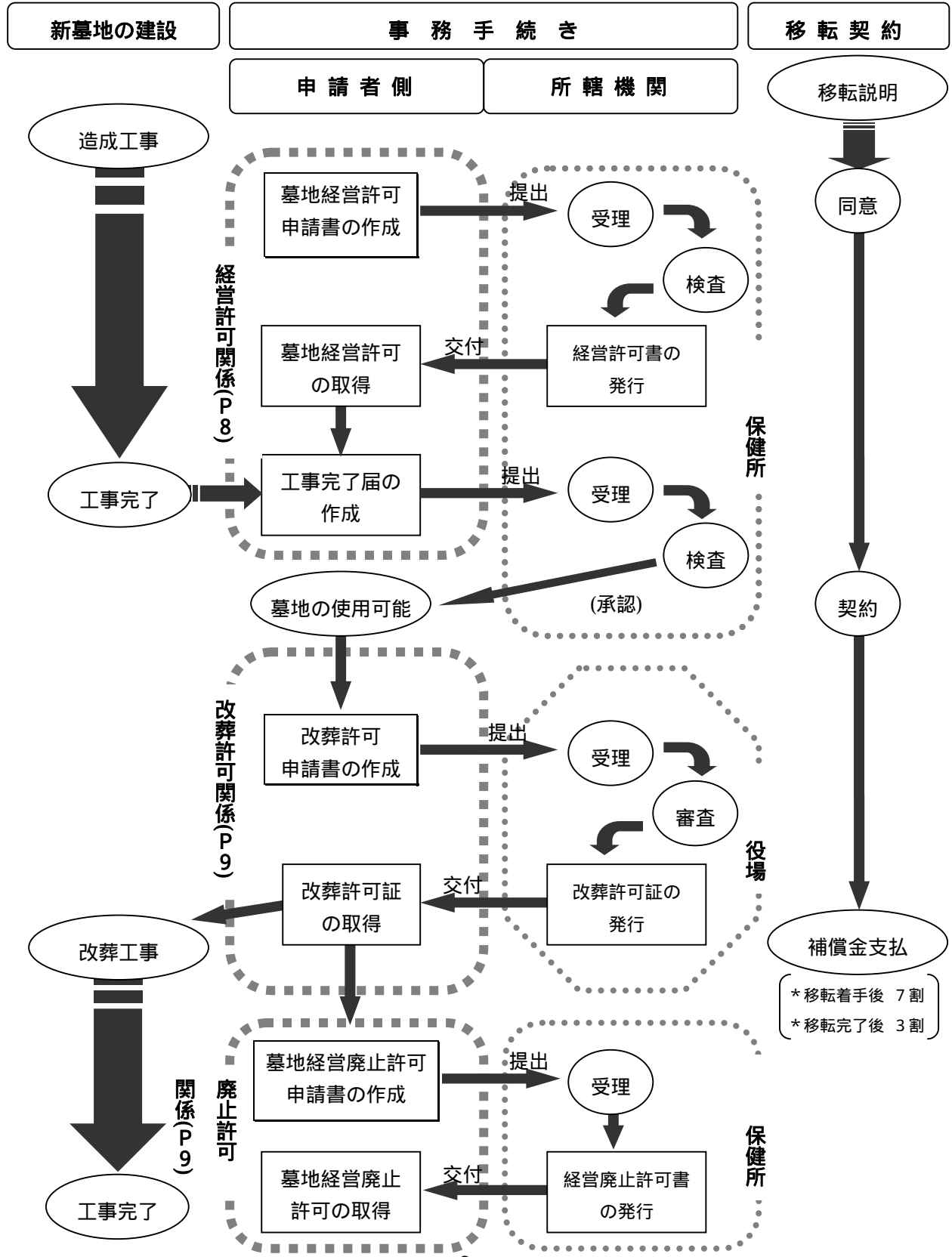
旧墓地の廃止許可の取得 → 所轄保健所長へ

改葬工事の実施

### 3. お墓を移転するまで

墓地移転の流れ

前頁の手続き関係を図示すると、次のようになります。



## 4 . 誰が何をするのか

### 申請手続きの役割分担

墓地の経営許可や改葬許可の申請には、申請書の作成や添付書類の準備などの手間のかかる作業が必要ですが、このような資料の準備作業は、権利者の方々に代わって組合側が行ないます。権利者の方々には、組合が準備した資料を確認していただき、必要な箇所に記名、押印をお願い致します。

### 所轄機関の役割分担

墓地の移転に係る所轄機関は、保健所と町役場の2ヶ所です。墓地の経営・廃止に関する事務手続きは保健所が、改葬に関する事務手続きは町役場が取り扱っています。

### 墓地の工事

新墓地の造成工事は組合が行ないます。それぞれのお墓の改葬工事は、権利者の方々に行なっていただきます。改葬工事の費用には、お支払いする補償金を使っていただきます。

### ポイント

- 1 . 墓地の経営許可や廃止許可は保健所が、改葬許可は町役場が管轄しています。
- 2 . 手続きに必要な書類の準備は組合が行ないます。権利者の方々には記名や押印をお願いします。
- 3 . 新墓地の造成工事は組合が、改葬工事は権利者の方々が行ないます。

## 5 . 墓地の経営許可の手続き

### 墓地の経営許可の申請

下記の書類を \_\_\_\_\_ 保健所(長)に提出します。

墓地経営許可申請書 (正副2通)

県所定の書式に必要事項を記入、押印します。

墓地周辺の概況図 (縮尺 2,500 / 1 以上)

墓地の周囲 300m以内の区域の状況がわかるもの。

墓地の位置図 (25,000 / 1 以上)

墓地を設置する場所がわかるもの。

墓地の平面図

墓地の土地登記簿謄本

今回はこの代用として仮換地指定通知書を添付します。

のみ正副2通。その他の書類は1通。

これらの書類は全て組合で準備します。権利者の方々には \_\_\_\_\_ に記名と押印をお願いします。

### 墓地経営許可書の交付

保健所(長)は申請書類の受理後、立会検査を行ない、墓地経営許可書を交付します。

### 工事完了届

許可を受けた墓地の造成工事完了後、所定の「工事完了届」(1通)を保健所長に提出し立会検査を受けます。検査を受けるまでは、改葬工事を行なうことはできません。

書類は組合で準備します。権利者の方々には記名と押印をお願いします。

## 6 . 改葬許可の手続き

### 改葬許可の申請

所定の「改葬許可申請書」(1通)を\_\_\_\_\_役場(町長)に提出します。

書類は組合で準備します。権利者の方々には記名と押印をお願いします。

### 改葬許可証の交付

町役場(町長)は申請書類の受理後、書類審査を行ない、改葬許可証を交付します。

## 7 . 旧墓地の経営廃止許可の手続き

### 墓地の経営廃止許可の申請

現在の墓地の経営許可を受けている方は、改葬許可の手続きのあと、「墓地経営廃止許可申請書」(正副2通)と添付書類(後述)を\_\_\_\_\_保健所(長)に提出し、旧墓地の廃止許可を受けます。

書類は組合で準備します。権利者の方々には記名と押印をお願いします。

現在の墓地の経営許可を受けていない方は、この手続きは不要です。

### 墓地経営廃止許可書の交付

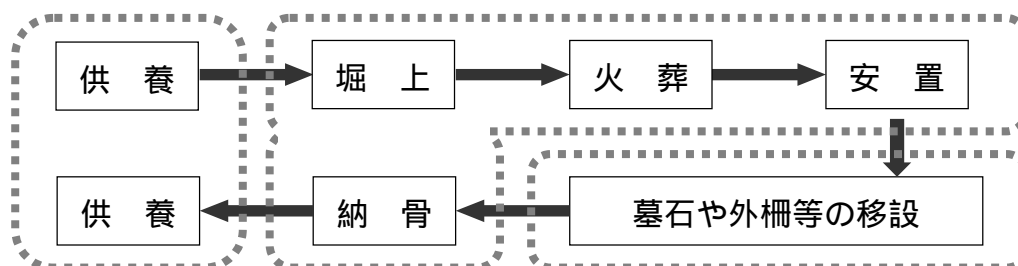
保健所(長)は申請書類の受理後、墓地経営許可書を交付します。

廃止許可申請時の「添付書類」については調査中。後日、\_\_\_\_\_保健所から回答してもらいます。

## 8 . 改葬工事と補償

### 改葬工事の補償の内容

改葬工事にかかる費用として、主に次の費用が補償されます。



### 祭し料の補償

改葬の始めと終わりにお寺に供養してもらいますので、その費用が補償されます。主にお寺へのお布施や供え物の費用などです。

### 改葬の補償

旧いお墓を掘り上げて、遺骨を新しいお墓に納めるまでの作業にかかる費用が補償されます。主に作業者の人件費、棺や骨壺代などです。土葬の場合は火葬費も含まれます。

### 墳墓、工作物、立竹木等の補償

墓石や墓誌、外柵、植栽などを移したり、カロート(納骨室)を新しく設置する費用が補償されます。主に材料費や人件費、運搬費などです。

補償金は、現在と同じお墓を再現する費用として算定します。墓石を新しくした場合などは、工事費が補償金を上回ることがあります。

### その他

このほか、工事業者の選定にかかる費用や工事契約の印紙代などが補償されます。

## 9 . お墓の移転が終わったら

### 旧墓地の処分

旧墓地の整地などの処分は組合が行ないます。旧墓地の全体を掘削し、土を入れ替える作業を計画しています。

### 新しい墓地の管理

新しい集合墓地は、墓地を使用する権利者の方々に管理していただくこととなります。

新しくできた墓地をいつまでも美しく保つためには、個々のお墓の手入れとともに、使用する方々が協力して植栽の手入れや通路の掃除、給水設備の管理などを行なうことが望まれます。このような墓地の管理をスムーズに行なうために、使用者の方々に墓地の使用規則や管理規則を作成しているケースも見られます。

### ポイント

- 1 . 旧墓地の整地工事は組合が行ないます。
- 2 . 新しい集合墓地は、権利者の皆さんで協力して管理していただきます。